

医整第11号

令和5年4月6日

関係機関の長様

岐阜県健康福祉部医療整備課長

児童発達支援又は放課後等デイサービスにおけるてんかん発作時の口腔用液（「ブコラム®」）の投与に係る医師法第17条の解釈について

このことについて、厚生労働省医政局医事課長及び社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長から別添のとおり通知がありましたので、内容を御了知ください。

[医療整備課]

所属名	電話	FAX
医療整備課医事係	058-272-1111 (3240)	058-278-2623

[保健所] ※保健所へ問合せする際は管轄保健所へお願いします

保健所名	担当係名	電話	FAX
岐阜保健所	管理医事係	058-380-3001	058-371-1233
西濃保健所	管理医事係	0584-73-1111 (263)	0584-74-9334
関保健所	管理医事係	0575-33-4011 (353)	0575-33-4701
可茂保健所	管理医事係	0574-25-3111 (353)	0574-28-7162
東濃保健所	管理医事係	0572-23-1111 (352)	0572-25-6657
恵那保健所	管理医事係	0573-26-1111 (261)	0573-25-1174
飛騨保健所	管理医事係	0577-33-1111 (303)	0577-34-8327